

事務所備え付け書類（写し）の提出について（お願い）

平成8年9月15日に施行された「宗教法人法を改正する法律」により、法人教会は事務所備え付け書類のうち、役員名簿等一定のものを毎年7月末までに所轄庁へ提出することが義務付けられております。

今年は令和6年度分の書類の提出となりますが、所轄庁への提出については原則、教区が一括して行っておりますので、各教区の締切日までにご提出下さるようお願いいたします。

未提出の場合は、過料（10万円以下）の対象となります。令和5年には文化庁宗務課より各都道府県宗教法人担当者宛に「宗教法人の義務である事務所備え付け書類の提出の徹底を図るため、その督促及び未提出時の過料手続を確実に実施することや、不活動が疑われる宗教法人に対しては、その把握及び対応をこれまで以上に迅速に行うこと」などの通知がなされておりますので、事務所備え付け書類の提出について、より一層徹底をお願いいたします。

なお、統合お預けや代表役員不在を理由に合併の手続きを進めている法人についても、年度末において解散の登記が完了していなければ、原則、提出が必要となりますのでご注意ください。

毎年、所轄庁へ写しを提出しなければならない書類は下記のとおりです。提出書類の写しには原本証明は不要です。

- ① 役員名簿（代表役員名簿・責任役員名簿）
- ② 財産目録
- ③ 収支計算書（決算書）
- ④ 貸借対照表（作成している場合に限り）
- ⑤ 境内建物に関する書類（作成が必要な場合に限り）
- ⑥ 事業に関する書類（作成が必要な場合に限り）

本教の場合、①役員名簿、②財産目録、収支計算書が法人の規模に関係なく、全ての法人が提出しなければならない書類です。

あとは必要に応じて、⑤境内建物に関する書類、⑥事業に関する書類を提出することになります。

提出する際は、提出書類に表紙（事務所備え付け書類の提出について）をつけて提出することになりますが、所轄庁によっては法人印の押印が不要となっております。

《代表役員が住所変更したら登記が必要？》

宗教法人の代表役員の氏名と住所は、登記の記載事項として宗教法人法で定められています。

そのため、代表役員が引っ越しをして住所が変わった場合には、2週間以内に変更登記の申請が必要です。2週間を過ぎても変更登記をしないままだと、過料（10万円以下）が科せられる可能性があります。

代表役員の住所は、所轄庁からの連絡先としても用いられることがあり、事務所備え付け書類である役員名簿の代表役員の住所と登記上の代表役員の住所が一致していない場合は、所轄庁より指摘を受けることがありますので、ご注意ください。

登記申請の際、添付書類は特に無く、住民票の提出を求められませんが、住所変更日や住所の表記などを事前に確認しておくようにして下さい。なお、登記事項として定められているのは代表役員のみで、他の責任役員は登記事項ではありません。

宗教法人実務研修会（教区・直属）開催状況

（教区）宮崎 鹿児島 福岡 鳥取 岡山 東京 埼玉 千葉 福島 徳島 長崎 香川
兵庫 長野 北海道 空知支部 島根 計16教区1支部
（直属）佐野原 牛込 島ヶ原 鹿島 網干 計5直属

直属でも開催が増えてまいりました。大変好評をいただいております。ぜひご検討ください。

編集後記

新年度が始まり1か月以上が過ぎ、新たな環境に身を置くなど様々な変化により、疲れがたまっている方もおられるのではないのでしょうか。また夏のように暑い日もあれば肌寒い日もあり気候の変化の激しい日々が続いておりますので、体調管理に気をつけてお過ごしください。

（原田）

【法律専門相談室のご案内】

教会が当事者となる、法律に関するトラブル（不動産や近隣関係等）を現役弁護士にご相談いただけます。相談は無料、お気軽にお問合わせください。

毎月25日午後2時～ 場所：教庁

弁護士 別城信太郎 先生 別城尚人 先生

完全予約制です。相談を希望される際は、事前に当課までご連絡ください。

外線直通 0743-63-2157（担当：原田）

内線電話 5208, 5209